

# 掲示板

INFORMATION

## お知らせ

### 市税などの納付は便利な口座振替のご利用を

口座振替が利用できるのは、①固定資産税②市・県民税(公的年金・給与からの天引き分を除く)③軽自動車税(同一名義分は全て対象)④国民健康保険料⑤後期高齢者医療保険料⑥介護保険料(特別徴収を除く)⑦市営住宅使用料⑧水道料金 などです。

申預貯金通帳とその印鑑、令和8年度分の納税(納入)通知書を持って、振替を希望する口座のある取扱金融機関(通知書に記載)の窓口で手続きをしてください。※水道料金は水道使用水量・料金等のお知らせ票など、お客様番号が分かるものがが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

- 問①②③納税課(☎621-5079 FAX621-5081)
- ④⑤保険年金課(☎621-5384 FAX655-9286)
- ⑥高齢介護課(☎621-5582 FAX624-0961)
- ⑦住宅課(☎621-5286 FAX621-5273)
- ⑧上下水道局お客さまセンター(☎623-

1187 FAX602-7508)

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を受け付け

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給するには認定請求が必要です。いずれも認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。各手当には、受給者などの所得制限などがあります。

対象や支給額、申請方法など、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

- 問▶児童扶養手当=子育て支援課(☎621-5194 FAX655-0380)
- ▶特別児童扶養手当=障害福祉課(☎621-5177 FAX621-5300)

### 病児保育をご利用ください

子どもが病氣中や病氣の回復期にあって、かつ保護者が仕事を休めないなどの理由により、家庭で保育をできないときに、子どもを一時的に預かる「病児保育事業」を実施しています。

**【利用料金】**日額1,800円(生活保護世帯や市民税が課税されていない世帯は無料、市民税が均等割のみの世帯は900円)

実施施設や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

- 問子ども保育課(☎621-5193 FAX621-5036)

### 子育てガイドブック「さんぽ」を配布しています

子育て関連の各種手続きや窓口をライフステージごとに、分かりやすくまとめた子育てガイドブック「さんぽ」2026年度版が完成し、次の場所で配布しています。

- 【配布場所】**▶子ども政策課(ふれあい健康館3階)▶親子ふれあいプラザ(ふれあい健康館1階)▶母子・乳幼児コーナー(市役所1階)▶各支所

市HPからもご確認できますので、ご活用ください。

- 問子ども政策課(☎621-5240 FAX621-5036)

### 家屋の固定資産税の減額

耐震やバリアフリー、省エネのための改修など、一定の要件を満たす既存住宅の改修については、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修工事完了後3カ月以内の申告が必要です。市HP掲載の申告書に必要書類を添えて、資産税課に提出してください。

詳しくはお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。

- 問資産税課(☎621-5072・5073 FAX623-8115)

### 国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金では、学生を対象に、在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。※本人の所得による審査があります。

申請は毎年度必要ですが、マイナポータルからオンラインでも申請ができます。また、特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば追納できます。

詳しくは日本年金機構のHPをご確認ください。

- 問保険年金課(☎621-5162 FAX655-9286)

### 水路の一斉清掃を実施

徳島市が管理する水路の一斉清掃を実施しますので、ご協力をお願いします。

- 日5月10日(日)・24日(日)
- 対町内会などの地域の住民で組織される団体※参加者1人につき200円を交付します。

詳しくはお問い合わせください。

- 問河川水路課(☎621-5308・5309 FAX623-9000)

### 公的職業訓練をご存知ですか

徳島公共職業安定所では、職

## 令和8年度 後期高齢者医療制度 保険料率などが決定

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。また、令和8年度分から、子ども・子育て支援金制度が開始され、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに含まれるようになります。

被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

### ■保険料の計算について

均等割額 (被保険者全員が等しく負担)	+	所得割額 (被保険者が所得に応じて負担)	=	保険料(年額) 医療分+子ども分
医療分 6万976円		医療分 賦課のもととなる所得金額 <sup>(※)</sup> ×所得割率10.91%		医療分 100円未満切り捨て 上限85万円
子ども分 1,356円		子ども分 賦課のもととなる所得金額 <sup>(※)</sup> ×所得割率0.25%		子ども分 10円未満切り捨て 上限2万1,000円

※前年の総所得金額等から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です。医療分と子ども分でそれぞれ計算を行い、均等割額と所得割額を合計した額を個人単位で計算します。  
※年間保険料額は、8月上旬に決定し、保険料額と納付方法を記載した通知を8月中旬にお送りします。

### ■保険料の軽減措置

次に該当する人は、保険料が軽減されます。いずれの場合も申請は不要です。

#### ◆所得の低い世帯の方に対する軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単

位で軽減されます。

世帯の所得の合計	均等割額の軽減割合
43万円+ 「10万円×(年金・給与所得者数-1)」以下	医療分 7.2割 子ども分 7割
43万円+「31万円×世帯の被保険者数」+ 「10万円×(年金・給与所得者数-1)」以下	5割
43万円+「57万円×世帯の被保険者数」+ 「10万円×(年金・給与所得者数-1)」以下	2割

#### ◆被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険(市町村国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者となっていた人は均等割と所得割が軽減されます。ただし、所得の低い世帯の人に対する均等割額の軽減に該当する場合は、いずれか軽減割合の大きい方が適用されます。

均等割額	5割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間)
所得割額	負担なし

### ■保険料の納め方

原則として年金天引き(特別徴収)となります。ただし、▶年金額が年額18万円未満の方▶介護保険料との合計額が年金天引きの対象となる年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により納付してください。また、口座振替を希望される場合は、手続きが必要です。

詳しくは市HPをご確認ください。

- 問保険年金課(☎621-5157 FAX655-9286)